

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県は、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成13年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、平成23年3月には令和2年度を目標年次とする「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定して、男女共同参画社会を形成するための諸施策を積極的に推進してきました。

また、平成28年3月には同プランを改定して、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付けました。

今般、現行プランの計画期間の満了を迎えますが、女性の就業率は全国トップクラスであるものの、方針の立案・決定過程への女性の参画が十分とはいえないこと、男女の地位が社会全体で平等であると感じている人は依然として少なく、男女間の意識にも差があることや、長時間労働等により仕事と家事・育児・介護等の両立が難しいこと、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力への対策の必要性の高まりなど、さまざまな分野において課題が残されていることから、国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」も勘案し、新たな計画を策定するものです。

策定にあたっては、性別にとらわれることなくすべての人が個性と能力を発揮できるよう「男女が共に活躍できる石川へー3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

2 計画の性格と役割

本計画は、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づき策定するもので、本県の男女共同参画推進に関する基本的取組の方向と具体的施策を示す計画です。

本計画に基づき、県の各行政分野において男女共同参画の視点が生かされるよう、積極的に取組を進めます。また、国に対しては、県の取組に対する積極的な支援、協力を求めるとともに、市町に対して、本計画を勘案した市町男女共同参画計画の策定と、県との連携による一体的な取組を推進するよう働きかけていきます。さらに、県民や事業者に対しては、本計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を期待するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。